

ダイヤルアップータルパックサービス利用規約

この「ダイヤルアップータルパックサービス利用規約（以下「本規約」といいます）は、フリーパック株式会社（以下「弊社」といいます）が提供するダイヤルアップータルパックサービス（以下「本サービス」といいます）をご利用いただくための規約で、本サービスの種類として別紙に定める各種のプランに適用されるものとします。

第 1 条【規約の変更】

1 本サービスは、本サービスを利用する法人又は法人に準ずる団体（以下「会員」といいます）の承諾を得ることなく、本規約を変更することが出来るものとし、会員及び弊社は変更後の規約に拘束されるものとします。

2 本規約の変更後、会員が本サービスの利用を継続した場合、会員は会員が変更後の規約に同意したものとみなし、変更後の規約に同意しない場合、会員は解約の手続きを取るものとします。

第 2 条【通知】

1 弊社から会員への通知は、原則として電子メールによる送付又は弊社のホームページ上での掲載により行われます。

2 弊社から会員への通知は、弊社から発信された時点より効力を生ずるものとします。

第 3 条【本規約と個別の規約等】

1 本規約の定めとプラン又はサービス毎に定める個別の規約、前条の通知、その他の方法で行なう場合、注意事項又は運用ルール等（以下「個別の規約等」といいます）の定めが異なる場合、別段の定めがない限り、個別の規約等の定めが優先して適用されるものとします。

2 個別の規約等は、本規約の一部を構成するものと、会員はこれに従うものとします。

第 4 条【契約の申込み及び承諾】

1 申込者は、本規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って契約を申込みものとします。

2 契約の申込みがあったときは、弊社は、申込者が以下のいずれかに該当すると判断した場合を除き契約の申込みを承諾します。

(1) 料金の支払いを怠っている、又は怠るおそれがあるとき若しくは過去に怠ったことがあるとき

(2) 本サービスの業務の遂行上又は技術上著しい困難があるとき

(3) 本規約に違反している、又は違反するおそれがあるとき若しくは過去に違反したことがあるとき

(4) 申込みにあたり虚偽の届出をしたとき

(5) その他、上記各号に準ずる場合で、弊社が申込みを承諾することが適当でないと判断したとき

第 5 条【契約の成立】

1 申込者は、この申込みに対して、弊社が承諾した時に本サービスの利用に関する契約（以下「本契約」といいます）が成立するものとし、契約成立日から 3ヶ月経過後最初に到来する暦月の末日までを最低利用期間とします。

2 本契約は、基本セット毎につき 2つの契約が成立するものとします。

第 6 条【メールアドレスの追加・削除】

1 会員は、メールアドレスの追加又は削除を希望する場合は、弊社所定の書面にお申し込みをものとします。

2 前項の削除申請の書面が、当月 24日までの消印で弊社に到着した場合、当該メールアドレスに付した契約は当月末日をもって終了するものとし、当月 24日以降の消印で弊社に到着した場合、翌月末日をもって終了するものとします。

3 会員は、削除申請の際に、当該メールアドレスの別名を、即時に行うか、当該メールアドレスの契約終了日に行うかを指定することが出来るものとします。

第 7 条【他のサービスの変更】

1 会員は、本サービスの全部又は一部を、弊社が別途指定するサービスに変更することが出来るものとします。

2 前項の場合、会員は変更手数料として、別紙記載の金額を支払うものとします。

第 8 条【権利義務の譲渡】

1 会員は、本契約上の地位及び本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡出来ないものとします。

第 9 条【会員の地位の継承等】

1 会員は、自己の合併その他の事由により権利義務の継承が発生した場合、会員の地位も継承されるものとし、継承の日から 3ヶ月以内の弊社営業日、継承の日を算入せずに 1ヶ月とし、当該日が、土曜、日曜、祝日の場合は、直前の弊社営業日までとするまでに継承したことを証明する書面を添付して、弊社に届け出なければならないものとします。

第 10 条【届出事項】

1 会員は、届出事項（氏名、商号、住所、所在地、又は代表者等）に変更等があったときは速やかに弊社所定の手続きを行い、弊社に届け出なければならないものとします。

2 前項の届出を行うことにより、会員が、弊社から契約が到達しないなどの不利益を被った場合でも、弊社は一切責任を負わないものとし、通常到達するべき時に到達したものとみなし、

第 11 条【会員による解約】

1 会員は弊社所定の書面により解約の申請を行うものとし、当月末日までの消印で弊社に到着した場合、本契約は翌月末日をもって終了します。

2 会員が解約した場合は、既に支払済みの料金の払い戻しは行わないものとします。

3 会員から解約の申請がない場合は、弊社は本契約を自動的に更新します。

4 最低利用期間満了までに本契約が終了する場合、会員は最低利用期間の残数の期間に支払うべき金額を、弊社所定の方法で全額一括で弊社に支払うものとします。

第 12 条【弊社による解約等】

1 弊社は、会員が以下のいずれかの事由に該当する場合は、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本サービスの全部又は一部の利用停止、若しくは本契約の全部又は一部を解約出来るものとします。

(1) 第 2 条の禁止事項に該当している又は弊社が判断したとき

(2) 2 申込みにあたり虚偽の届出をしたことが判明したとき

(3) 本規約に違反したとき又は弊社が不適当と判断したとき

(4) 4 監督官庁等から営業停止の取消又は停止等の処分を受けたとき

(5) 5 手続上の不渡処分を受けたとき、又は支払停止処分を受けたとき

(6) 6 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他の公権力の処分を受けたとき

(7) 7 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき

(8) 9 解散、合併の場合を除き、又は営業廃止の決議をしたとき

(9) 10 料金の支払いを滞らせる又はクレジットカードの利用を止めしめられるなど、財産状態が悪化し、又はそのおそれがあるとき認められる相当の事由があるとき

2 会員は、前項により利用停止又は解約となった場合、当然に期間の利益を喪失し、弊社は会員に対して通知その他の手続きを要せず、直ちに弊社に対する一切の債務の支払いを請求出来るものとします。

第 13 条【重要通信の確保】

弊社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第 19 条並びに関係省令に基づき、災害の予防若しくは救護、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持に必要な通信、その他公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を停止することがあります。

第 14 条【提供の中止】

弊社は、以下のいずれかの事由があるときは、緊急やむを得ないときを除き、事前に会員に通知の上、本サービスの提供を中止することがあります。

(1) 弊社設備の保守又は工事等やむを得ない事由があるとき

(2) 弊社設備の障害又は故障等やむを得ない事由があるとき

(3) 弊社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を停止することにより、弊社が本サービスの提供を行うことが困難になったとき

第 15 条【端末設備】

1 会員は、通信設備及びソフトウェア等、本サービスを利用するために必要な設備及び機器等（以下「端末設備」といいます）を自己の責任と費用で用意し、本サービスを利用出来るように管理するものとします。

2 弊社は、本サービスの利用のために必要又は適している端末設備を指定出来るものとし、会員がこれに従わない場合、弊社が提供するサービスを利用出来ない場合があります。

第 16 条【設備の修理又は復旧】

1 本サービスの利用中に会員が異常を発見したときは、端末設備に故障がないことを確認の上、弊社に修理又は復旧の旨請求出来るものとします。

2 弊社設備に障害を生じ、又は滅失したことを弊社が知ったときは、速やかにその設備を修理・復旧するよう努力するものとします。

第 17 条【料金】

1 会員は、本契約が成立した時から、料金を支払う義務を負うものとします。

2 本サービスの料金は、別紙に定めるとおりとします。

3 利用の停止又は提供の中止等があった場合でも、会員は第 1 項の義務を負うものとします。

第 18 条【計算方法】

1 弊社は、当月 1日から末日までを「料金月」として、料金を計算します。

2 本契約の成立日が料金月の途中で発生した場合は、当該月の料金に限り、日割計算を行なうものとします。

3 料金その他の計算結果に「円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるとします。

第 19 条【請求及び支払い】

1 会員は、弊社所定の収納代行会社を通じて、弊社所定の期日に会員が指定する預金口座から口座振替により料金を支払うか、又は弊社からの請求書に従い、所定の期日まで弊社所定の金融機関に預込みにより料金を支払うものとします。

2 会費収納代行会社による料金支払又はその他の債務等について紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、弊社は一切の責任を負わないものとします。

3 会員が弊社に料金その他の債務を支払う際に要する費用は、原則として会員の負担とします。

4 会員が料金を支払い期限内で支払わないことにより、弊社が催せその他の手続き等に要した費用については、会員の負担とします。

5 弊社は、弊社の都合等により、料金及びその他の会員に対する債権を第三者に譲渡出来るものとし、会員はこれを受諾し承諾するものとします。

6 会員が料金の支払いを滞滞している場合、弊社は、本サービスで使用されているドメインについて、指定事業者の変更を同意しないこと、及び廃止手続きをすることが出来るものとします。

第 20 条【重複接続】

会員は、1つのアカウントにつき弊社の提供する 1つの回線にのみ接続出来るものとし、弊社の回線に同時に 2以上接続した場合は、回線を超える回線数に別紙記載の金額を算出して算出された額を支払うものとします。

第 21 条【延滞利息】

会員が料金を期日まで支払わない場合、支払 1 期日の翌日から起算して支払った日の前日までの期間について、年 14.9%の割合で計算して得た額を延滞利息として、弊社所定の方法で弊社に支払うものとします。

第 22 条【消費税】

弊社が会員に請求する料金は、消費税相当額が加算されるものとし、請求額と税込込み価格の合計に差が生じることがあります。

第 23 条【禁止事項】

1 弊社は以下の行為を禁止事項と定め、会員はこれを行わないものとします。

(1) 第三者又は弊社の著作権、商標権等の知的財産権、その他の財産権を侵害する行為

(2) 第三者又は弊社の名誉又は中傷、若しくは名誉又は信用を毀損する行為

(3) 第三者又は弊社の入札又は出札行為

(4) 第三者又は弊社に不利益を与える行為

(5) 第三者のプライバシー又は肖像権を侵害する行為

(6) 無差別又は大量に受信者の意思に反してメールを送信する行為

(7) 弊社又は本サービスの信用を毀損するおそれのある方法で本サービスを利用する行為

(8) 公衆送信法に違反する行為

(9) 複製、見出し、児童有害性のある画像、文書等を送信又は表示する行為

(10) 無関係な迷惑メールを送信する行為

(11) 違法又は公序良俗に反する行為（暴力、売春、残虐、冒涇的行為・発言など）

(12) その他法令、条約、輸出法令を含みます）等に違反する行為、又は違反のおそれのある行為

(13) 弊社設備、第三者の設備、弊社又は第三者の業務、若しくはインターネット接続環境等に重大な影響を及ぼす行為

(14) 電話番号のいずれかに該当する行為が見られる情報又はデータ等の入手をリンクするなどの手段により第三者に提供し、電話番号の提供を助長する行為

2 会員が前項各号のいずれかに該当している又は弊社が判断した場合、弊社は通知その他の手続をすることなく以下の措置を行うことが出来るものとします。

(1) 会員に対し、当該行為の中止、修正又はデータの移動、その他必要な措置等を行なうことと要するものと

(2) 2 会員の差支、発信又は着信する情報又はデータ等の全部又は一部を他者が閲覧出来る状態に置く、又は削除すること

(3) 本サービスの全部又は一部を、会員が利用することを停止すること

(4) 4 会員との本契約を解約すること

(5) その他、禁止行為を停止するために必要な措置を行なうこと

3 弊社又は弊社が指定した者は前項の義務を負うものではなく、弊社又は弊社が指定した者が前項の義務を行なわないことにより会員又は第三者が被った損害については一切責任を負わないものとします。

第 24 条【損害賠償の理】

1 会員は本サービスの利用権限を管理する義務を負うものとします。

2 会員は、自己の管理下にある特定の第三者（従業員等）に本規約を遵守せず、利用権限を与えながら本サービスを利用するものと、但し、弊社は会員本人による利用とみなし、会員は当該第三者の行為について一切の責任を負うものとします。

3 会員が利用期間を第三者に使用され、本サービスの利用があった場合でも、弊社は、会員の故意過失の有無に関わらず、その料金を当該会員に請求出来るものとし、会員が被る損害等については一切責任を負わないものとします。

第 25 条【他のネットワークの利用】

1 弊社以外の電気通信事業者等のネットワーク、設備又は回線等（国内外を問はず）を迂回して利用する場合、会員は当該ネットワークの規制等に従うものとします。

2 弊社は弊社以外の電気通信事業者等のネットワーク、設備及び回線等については一切責任を負わないものとします。

第 26 条【損害賠償の限度と範囲】

1 弊社の責めに帰するべき事由により、会員が本サービスを全く利用出来ない場合（以下「利用不能」といいます）を除き、かつ、利用不能状態が発生したときから起算して 24 時間以内は継続した場合に限り、弊社は、利用不能時間を 24 時間とし、小数点以下 1 桁の端数を切り上げて利用費用の 3 分の 1 を算出して算出した額を賠償限度として会員に現実生じた損害の賠償請求に充てるものとします。

2 弊社以外の電気通信事業者の責に帰すべき事由により、会員が損害を被った場合は、弊社は、会員の請求に基づき当該電気通信事業者から受領した損害賠償額を限度として損害賠償に充てるものとします。

3 弊社は、予見可能性の有無に関わらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害及び差支利益については一切責任を負わないものとします。

4 会員は、損害賠償請求事由が発生してから 3 ヶ月を経過する（自 事由発生日を算入せず）年月日、当該日が土曜、日曜、祝日の場合には、その直前の営業日とします）までに損害賠償請求を行わなかった場合、請求する権利を失うものとします。

第 27 条【免責事項】

1 弊社は、会員が本サービスを利用したこと、又は利用出来なかったこと若しくは本契約に同意したことを理由として、第 2 条（禁止事項）第 1 項（禁止事項）第 13 項（重要通信の確保）、第 14 項（提供の中止）及び第 23 条（禁止事項）による場合を含みます）前条による場合を除き、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の責任であるかを問わず、一切責任を負わないものとします。

2 弊社は、弊社設備に蓄積又は保管された情報又はデータ等を保護する義務を負わないものと、その消滅、削除、変更又は改ざん等があった場合も前項と同様とします。

3 弊社は、本サービスの安全性、内容及び会員が本サービスを利用することにより得る情報等について、その完全性、合目的性、正確性、又は持続性等について、一切保証しないものとします。

4 弊社は、会員の行為については一切責任を負わないものとし、会員は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとし、弊社を免責し、弊社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。

5 天災、事変、その他不可抗力、第三者の設備及び回線等の障害等、弊社の責めに帰し得ない事由により会員が被った損害について弊社は一切の責任を負わないものとします。

第 28 条【会員に関する情報の取扱い】

1 弊社は、会員に関する情報を適法かつ公正な手段に基づき取得し、以下の利用目的の達成に必要な範囲内で利用するものとします。

(1) 会員に対して、電気通信サービス及び電気通信サービスに関連するサービスを提供すること（本人確認、料金等の計算、料金等の請求、与信管理、問い合わせへの対応、各種申込みの受け付け、会員への通知、物品の送付、販売促進活動を含みます）

(2) 会員に対して、弊社、弊社のグループ会社、及び提携会社のサービス、商品等を広告、宣伝、案内するため、電子メールの送信、電話、郵送、その他の方法によりご連絡すること

(3) 会員に対して、アンケート調査等を実施すること、及びアンケート調査等により取得した情報を集計・分析し、その結果を利用すること

(4) 会員に関する情報を、抽出又は編集することで、会員を特定できない形式の資料を作成し、分析、利用、発表、第三者への提供等を行うこと

2 弊社は、利用目的の達成に必要な範囲内で会員に関する情報を委託先に預託することが出来るものとします。

3 弊社は、会員本人の同意がある場合、本規約及び個別の規約等への同意を含みます）及び個人情報保護に関する法律（平成 14 年法律第 5 号、第 23 条第 1 項各号）に基づき場合を除き、会員に関する情報を第三者に提供しないものとします。

第 29 条【オプションサービス】

1 弊社は、本サービスを基本サービスとして、これに付随するサービス（以下「オプションサービス」といいます）を提供することがあります。

2 弊社は、オプションサービスのみの提供は行わないものとし、基本となる本契約が終了した場合、同時にオプションサービスも終了するものとします。

3 オプションサービスの内容、料金、その他の事項については、本規約に記載されているものを除き、別途定めるものとし、別段の定めがない限り、オプションサービスも本規約が適用されるものとします。

第 30 条【本サービスの変更等】

1 弊社は、事前に通知その他の手続を要することなく、本サービス及びその内容の全部又は一部を変更又は追加することが出来るものとします。但し、会員にとって不利な変更の場合、事前に通知するものとします。

2 弊社は事前に通知することなく、会員の承諾を得ることなく、本サービスの全部又は一部を休止出来るものとします。

第 31 条【提供地域】

本サービスの提供地域は、原則として日本国内とし、具体的な地域は別途定めるものとします。

第 32 条【準拠法】

本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

第 33 条【協議】

本規約又は本サービスについて疑義があるときは、会員と弊社は双方誠意をもって協議の上決定するものと、紛争解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

1999 年 10 月 1 日実施

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂

2000 年 1 月 1 日一部改訂